

公立大学法人青森公立大学職員の時間外勤務手当等に関する細則

平成21年4月1日

規程第77号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)第17条から第19条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(給与規程第17条第2項の別に定める時間)

第2条 給与規程第17条第2項の別に定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 給与規程第18条に規定する休日又は代休日が属する週において休日勤務手当が支給された場合における次の時間

イ 当該週の勤務時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第1項に規定する時間(以下「法定労働時間」という。)に当該休日勤務手当が支給された勤務時間を加えた時間以下となる場合における公立大学法人青森公立大学職員就業規則(平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。)第18条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該休日勤務手当が支給された勤務時間を加えた時間を超える場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務手当が支給された勤務時間数に相当する時間(就業規則第25条第1項ただし書の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員(以下「交替制等勤務職員」という。))について当該週における割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間を超える場合においては、法定労働時間に当該休日勤務手当が支給された時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間に満たない場合においては、当該休日勤務手当が支給された勤務時間に次号ロに該当する時間を加えた時間数に相当する時間)

(2) 交替制等勤務職員について、法定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週における次の時間(前号に該当する場合を除く。)

イ 当該週の勤務時間が法定労働時間以下になる場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間を超える場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち法定労働時間から当該割振り変更前の

正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

(手当の支給)

第3条 時間外勤務手当等は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(雑則)

第4条 この細則に規定するもののほか、時間外勤務手当等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。